

# 住民のための地方自治

## —その実験と展開—

宮元義雄著

第1法規 B6判 263頁

700円

「地方自治の実験をできるだけ事実に基づいて取り上げ客観化を図るため、公の機関による判断も明示し、その展開を加えてまとめたのが、この本である」と著者はいう。ここで、本の副題にもあるが、「地方自治の実験」という目新しいことばに出会った。「実験」といっても物理化学や生物の実験のようなわけにはいきまいと思って読んで行くと、ここで著者が「実験」といわれているのは「<歴史的>経験」のことなのだとして了解されてくる。「地方自治」という、その「地方」では市区町村と都道府県とがひとまとめにして扱われている、ということもわかってくる。

著者はかつて自治省の課長補佐や調査官、宮崎県の部長などを歴任された人である。そのような著者自身の体験が豊富であり、多くの事例資料と共に手際よく分類、整理されている。取材範囲は特定の地域に止まらず全国的であって、現在の地方自治制度や運営の実態の説明の中にめずらしい、面白い話が沢山おこまれている。例えば、北海道羽幌町では昭和45年10月の国勢調査で大幅に水増しをし、4,000人ちかいサバを読んで市になりたい意欲が昂じ故意に作為し、その事実がバレて町長が辞任したとか、条例についての話の中に、埼玉県嵐山町の血液型登録条例、岐阜県本巣町のホテル保護条例などの紹介があるといった具合だ。

我国では「市民」の発生がないままに近代化が行なわれ、明治政府は富国強兵を目指して、「市民」の萌芽をふみつぶして中央集権体制を確立した。そこで植えつけられた機構や意識は、新憲法下の今日の我々の中にまだ根強く残っている。

著者は本書のいたる所で「地方自治」の重要性を強調し、現状の改善を主張する。それは結構なのだ。がどうも受ける印象が弱い。読者に「自治」とはどういうものか

もっと深く掘り下げて考えさせるように書いてほしかった。例えば「住民は、事務がどこの事務であるかは関係ないくらい知らないし、知る必要もなく、持ちこんだ用事が済むことしか願ってない」ということを「すぐやる課」や「住民はお客さま」の窓口を作ったことに結びつけて「奇抜な創意と工夫……が住民自治の基調」だと言うだけで、国と地元との財源・事務配分や自治意識などの問題に結びつけられていない。自治の阻害に対して対症療法も必要だが根本的治療についての言及の不足が物足りない。<都市科学研究室 春田>

### あとがき

一般に郵送によるアンケートの回収率は次第に低下する傾向にあり、よい場合でも30%前後、多くは20%程度といったところである。それが、こんどのA・B両調査のアンケートでは62%、52%で、大ざっぱにいうと、ふつうの3倍ないし2倍の回収率にも達した。これは、私たちがはじめの予想とはちがったことの1つであった。

また「あなたの生活環境をよくしていくためには、どうしたらよいか」との質問では、両調査とも「市が、市民と話しあって」あるいは「市民が中心となって、市にはたらきかけて」解決の順位なり方法を考えていく、と答えた人が約70%にもぼったが、これも予想とちがった数字であった。

これらのことを、どう考えたらよいか。無論こんどの小規模の調査から断定できる問題ではない。しかし、私たちが個別面接で取材した多くの事例や、アンケートの他の回答内容からみると、市民意識の風流には、生活環境の問題で役所に対して話しあいの場を求めて、何らかのコミュニケーションを望む気持が意外に強く動いていると推論することができそうだ。

しかも、アンケートは、市民が個々の職員の言葉や態度よりは、役所が仕事に取組む姿勢そのものに強い期待をもっていることもはっきりと示した。

このような、行政に対する積極的な市民的関心を前提とした場合——もちろん、アンケート未回収の約40%の中にふくまれるであろう根深い無関心層を見おとすことはできないが——役所が、それをどのように受けとめていくか。私たちは、さらに具体的な検討を進めるべきテーマだと考える。

<松本>

調査季報

36

1972年11月15日

編集・発行——横浜市企画調整室都市科学研究室

横浜市中区港町1—1

印刷——西岡印刷株式会社

横浜市南区吉野町5—22